

インフルエンザ受け入れ基準

「発症した後4日を経過し、かつ、解熱後2日を経過していれば利用可能」

【解熱とは原則として「(解熱剤の使用なく)おおよそ 37.5℃未満に解熱したこと」としています】

■ インフルエンザ経過表

例	発症日	発症後4日間（登園不可期間）				発症後4日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に 解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 		利用OK		
発症後 2日目に 解熱した場合			解熱 	1日目 	2日目 	利用OK		
発症後 3日目に 解熱した場合				解熱 	1日目 	2日目 	利用OK	
発症後 4日目に 解熱した場合					解熱 	1日目 	2日目 	利用OK

■ インフルエンザと診断された場合の予約の取り方

「診療情報連絡票」の発症日を基準として、上記の経過表を参考に、利用可能日をご確認のうえ、お電話ください（インフルエンザの型、発症日、診断日をお尋ねします）。

■ 以下の場合にご連絡ください

- ・受診前に予約されていて、その後インフルエンザと診断された場合。
- ・利用前日に解熱していない場合。

ご質問等ございましたら、「病児・病後児保育室あおぞら」までお問い合わせください。

電話番号 06-6155-6860（平日 8:00～18:00）